

# 第3回 総務・広報委員会の概要

## (職域総合部会常設委員会)

**I 日 時** 平成19年11月2日(金) 13:30～16:30

**II 場 所** 日本獣医師会・会議室

### III 出席者

|               |        |                       |
|---------------|--------|-----------------------|
| <b>【委員長】</b>  | 大森 伸男  | 日本獣医師会専務理事・職域総合部会長    |
| <b>【副委員長】</b> | 湊 恵    | 香川県獣医師会会長             |
| <b>【委員】</b>   | 井上 亮一  | 横浜市獣医師会常務理事           |
|               | 岩田 穎三  | 千葉県獣医師会常務理事           |
|               | 吉川 寛樹  | 島根県獣医師会常務理事           |
|               | 小松 文嗣  | 山形県獣医師会常務理事           |
|               | 田村 誠朗  | 北海道獣医師会副会長            |
|               | 水下 健次  | 新潟県獣医師会専務理事           |
|               | 山口 真誉  | 青森県獣医師会理事             |
|               | 山下 稔   | 岡山県獣医師会常務理事           |
|               | Ⓔ中島 充也 | 長崎県獣医師会副会長 (池尾委員代理出席) |
| (欠席委員)        | 池尾 辰馬  | 長崎県獣医師会常務理事           |

### IV 議 事

- 1 委員会の役割と運営 (説明)
- 2 副委員長の選任 (協議)
- 3 委員会の検討の進め方 (協議)
- 4 公益法人制度改革に向けての現状と課題 (説明・協議)
- 5 その他

### V 会議概要

開会にあたり、大森委員長から大要次のとおり挨拶があった。

- (1) 公益法人制度改革は、日本獣医師会、地方獣医師会ともに乗り越えなければならない大きな課題である。
- (2) 本委員会では「新たな公益法人制度への対応」というテーマを掲げ、本会や地方獣医師会が抱えている問題を整理し、それを元に、今後の方向性等について検討し、とりまとめをお願いしたい。
- (3) また、従来から各地方獣医師会における大きな課題の一つである、狂犬病予防注射事業のあり方について、今まで検討した経過、問題点等もあわせて、再度、整理・検討願いたい。

- (4) 公益法人制度改革を乗り切る上で、狂犬病予防注射事業の位置づけは重要であり、獣医師会組織に直結した課題であるので、本委員会の運営状況と委員会における問題意識については、委員各位においては、地元地区に対して、逐次、情報の伝達をお願いする。これが本委員会の大きな役割の一つと認識している。

## 1 委員会の役割と運営（説明）

大森委員長から本資料の名簿に沿って委員の紹介が行われた後、資料に基づき職域別部会の役割、委員会の組織上の位置づけ（職域総合の常設委員会としての位置づけ）及び運営規程等について説明が行われた。

また、委員の推薦、委嘱までの経過説明が行われ、今回は近畿地区からの委員の推薦が間に合わなかったが、今後、同地区から推薦のあった者を委員として委嘱したい旨の報告がされた。

## 2 副委員長の選任（協議）

本委員会に副委員長の選任について諮った結果、香川県獣医師会 湊 恵 会長が副委員長に選任され、湊副委員長から簡単な就任挨拶がなされた。

## 3 委員会の検討の進め方（協議）

## 4 公益法人制度改革に向けての現状と課題（説明・協議）

- (1) 大森委員長から資料に沿って大要次の事項について詳細な説明が行われた。

ア 公益法人制度改革のスケジュール等について

イ 公益認定の基準等について

ウ その他

(ア) 公益認定にあたって、特に気をつけなければならないことは、①狂犬病予防注射に係る収入が事業実施上に適正な額を超えないようにする（収支相当の原則）こと、②公益目的事業比率が100分の50以上となると見込まれるものである（50%ルール）こと、③遊休財産額が制限限度を超えないと見込まれること（内部留保ルール）の3点である。

(イ) 今回制定された政令・府令は、公益目的事業比率のかさ上げがされるような要素が新たに追加される等、なるべく認定が受けやすいような方向に向いてきている。細部事項については、来年春に出るガイドラインを待つしかない。

- (2) 事務局から公益目的事業比率及び遊休財産額規制の概要について説明が行われた。

- (3) 上記の説明に対し、大要次のような質疑・意見等があった。

ア 「会館建設等、特定の財産取得のために積み立てるものに関しては、使用目的をはっきりさせ、規定等を設けて処理しなければならないか」との質疑に対し、事務局から「所有財産を表示する場合に、何の事業のために積み立てているかをはっきりさせた上で計上しなさいといったこと等々、さまざまな縛りがある。詳細については公益認定等委員会で現在検討中である」との回答がなされた。

イ 「個人から獣医師会に対し譲渡された株式で、個人の意思が確認できない場合の

株式等の保有は認定法上どのような扱いになるか」との質疑に対し、大森委員長から「公益法人が株式を保有することを一切禁止しているわけではないが、保有するための条件を一つずつ適合させていく必要がある」との回答がなされた。

ウ 「理事の監督官庁出身者が占める割合について、認定法での扱いはどうなるか」との質疑に対し、大森委員長から「現在の指導監督基準では、監督官庁の出身者の占める割合は、理事現在数の3分の1以下に定められている。しかし、認定法の各省令等を見ると、いくつか条件等はあるものの、監督官庁の出身者である者といった書き方がされていないことから、監督官庁出身者は基準の対象外であるという解釈ができる。また、同一業界の関係者が占める割合については、理事現在数の2分の1以下とする現行の指導監督基準と同様の規定が示されていないので、特段の規定は現時点ではなされてはいないと解釈できるのではないかと」との回答がなされた。

エ 「公益法人制度改革については、当初、現行の指導監督基準を全てクリアしていれば、新たな条件をいくつか改善することにより、ほとんどの公益法人がそのまま公益社団法人に移行することができる内容であったと思うが」との質疑に対し、大森委員長から「当初は、公益法人をなくす話ではないので、よほど条件を逸脱していなければ基本的にそのまま移行できる内容であったが、公益法人制度改革関係3法が公布され、これは簡単には移行できないという話になった。その後、認定等委員会でも議論が進み、関連法案の附帯決議において、急遽、『なお、現行の公益法人が新制度下で公益法人に移行するに際して、これまでの活動実績を積極的に評価するなどの配慮を行うこと』という文言が付け加えられる等、当初の趣旨に戻りつつあるという期待もある。また、新制度での認定は、全国団体は内閣府内に置かれる認定等委員会が行い、都道府県は該当する都道府県ごとに設置された認定等委員会がその事務を行うため、都道府県によって運用に違いが生じることも考えられる」との回答がなされた。

オ 「認定の基準が厳し過ぎるとともに、公益社団法人の認定を受けた場合でも、メリットがあまり感じられないことから、全ての地方獣医師会が公益認定を受けなければならぬかといった議論もあるであろう。地方獣医師会からこのような意見が寄せられていないか」との質疑に対し、大森委員長から「現時点では、地方獣医師会によって温度差がある。この温度差を出来るだけなくすという役割を、本委員会が果たさなければならぬと考えている。また、各地方獣医師会の個々の会員のメリットに焦点が絞られた場合、何故、認定を受けなければならぬかという話のみで終わってしまう。国家資格を持った獣医師の権限をどう守り、そのための公益活動を獣医師会が推進するという存在意義を、この公益法人制度改革という機会に意識を集中して考えてほしい。さらに、一般社団法人に移行することも容易ではない。現在保有している資産に、公益目的支出計画の提出を課せられ、全て公益事業に使い果たすまでの間、都道府県の認定等委員会に監視され、その後、晴れて一般社団法人に移行することができるという内容で大変厳しいものである。認定の条件が厳しいということだけで、公益認定を受けないという選択肢は、必ずしも正しい結論とは言えないのではないかと。公益認定を受けることで社会的信用が増し、引き続き税制の優遇を受けることができることが最大のメリットである。地方獣医師会にお

いて課題の一つは、狂犬病予防注射事業の位置づけを明確にし、個々の獣医師の直接のメリットのために事業を行っているのではないことを明確化しなければならない。地方獣医師会においても、制度改革に向けては、「あり方検討会」のような議論の場を作って意見集約を図る必要があるのではないかと回答がなされた。

カ 厚生労働省の検査機関の指定を受けて食鳥検査事業を行っているが、本会の経費の大半が本事業から捻出されている。もし、この事業が公益事業と認定されなければ獣医師会が公益法人として生き残っていけない。従来、厚生労働省は、公益法人に対し食鳥検査事業機関の指定を行ってきたが、今回の関連法の整備等に関する法律第 280 条及び食鳥検査に関する法律の中で、一般社団法人又は一般財団法人以外の者に検査機関の指定をしてはならない旨が規定されてしまった。指定検査機関として公益社団法人が指定の対象になることが可能かどうか心配である。今後は、別の団体等が食鳥検査機関として指定を受けるためだけに一般社団法人を設立することも考えられる。

キ 「正味財産が存在するが、この財産を全て公益事業に使うとなると、一般社団法人への移行も難しくなるのではないかと」の質疑に対し、大森委員長から「そういったことから、株式会社、協同組合といったアイデアも出てきたこともあるが、獣医師会として公益社団法人を目指さなければ、存在基盤がなくなってしまう。仮に、地方獣医師会によって公益社団であったり一般社団であったりとなるようなマダラ模様については、他の問題も出てくると思われる。したがって、公益認定については、先ずそれぞれの獣医師会で十分議論した上で、基本的には公益認定を受けるために、どういった体制整備を行うか検討してもらいたい。なお、公益認定に向けて対応するにあたって想定される課題、現時点での対応の状況について 10 月 12 日付け 19 日獣発第 180 号により地方獣医師会会長並びに本委員会委員あてに照会文書を施行した。この回答を集約して次回の本委員会で検討したい。また、公益法人協会から発表されている、公益法人制度改革に関するアンケート調査結果の中で、公益認定を受けると収益事業はまったく行うことができないという間違った考えから、公益認定には移行しないという事例がある。政府見解は、公益法人認定法の別表に掲げる事業のいずれかに該当し、かつ、不特定多数の者の利益の増進に寄与する事業であれば、税務署に届け出ている『収益事業』であっても、公益目的事業であると認められるとあるので、勘違いしないほしい」との回答がされた。

(4) 大森委員長から今後における狂犬病予防注射事業のあり方について、資料に沿って大要次の事項について説明が行われた。

ア 背景及び課題

(ア) 公益法人制度改革

(イ) 狂犬病予防対策の実効確保

(ウ) 狂犬病予防注射事業を獣医師会事業として実施する場合の運営上の課題

a 公益（目的）事業としての位置づけの明確化

b 事業の円滑な実施

c 事業と他法令との関係の配慮

イ 狂犬病予防対策の狂犬病予防法における位置づけ

ウ 最近における要請活動の経過と対応実施状況等

(ア) 要請活動

(イ) 厚生労働省の対応

- a 狂犬病予防法に基づく犬の登録、予防注射の推進について
- b 狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行等について

エ 独禁法との関係

(ア) 競争制限、参入規制等の排他的扱い、不公正取引

(イ) 独占禁止法の事業者団体関係規定

オ 今後の検討の方向

(ア) 公益認定に際しての狂犬病予防事業の位置づけと課税対応の考え方

(イ) 狂犬病予防注射事業の獣医師会事業における位置づけ（事業計画及び収支予算・決算）

- a 狂犬病予防注射事業において想定される事務（業務）の範囲
- b 狂犬病予防注射事業において想定される収入・支出の区分

(5) 上記事項の説明に対し、大要次のような質疑・意見等があった。

ア 「本県では、狂犬病予防注射事業の手数料は今まで1頭あたりの特別会費として会費の扱いとしてきたが、税務調査が入り会費ではなく事業収入として計上せよとの指導があり、現在事業収入で計上している」

イ 「本県では、狂犬病予防注射事業としては行わず、個人が注射を実施した技術料の中から特別会費を納める方式であるがいかがか」との質疑に対し、大森委員長から「公益認定基準の中で、会員間に不当な差別的な扱いをしてはいけないとの規定があり、会費の額に差をつけることについて合理的理由があるか説明が求められる。狂犬病予防注射事業集合方式と個別方式に参加した者は個人の収入になり、その者から特別会費を納める理由が説明できないといけない。現時点では、税務上の問題もあるし、認定基準の問題もある。また、地方獣医師会の事情もあり一律に判断できないが、念頭に置く必要はある。また、狂犬病予防注射事業で手数料を得ることは、公益法人が行う税務上の医療保険業として収益事業になるが、金銭の出し入れと事業内容の関係を整理し、どうしたら公益認定の基準に合わせるができるのか対応を考えなければならない」との回答がされた。

ウ 本県では狂犬病予防注射は、支部単位でそれぞれ行い、各支部をみなし法人ということで税務処理を行って整理している。

エ 「狂犬病予防注射事業の収益を動物愛護の目的のために使うということは」との質疑に対し、大森委員長から「事業毎に収支均衡相当の原則の関係から判断をせまられる課題と考える」との回答がされた。

オ 本県では、最近ある団体が社団法人の認可を受けたが、監督官庁から支部を作っ

てはいけないとの指導を受けた。公益認定にあたって支部の扱いがどうなるのか。

カ 公益認定を受ける団体の中に部会制を設けたとしても、部会単独の事業を実施してはいけないのではないか。例えば、開業部会の会員のためだけに開催する研修事業、福利厚生事業を行っている獣医師会があると思うが、一部の会員のために行う事業は公益社団としてふさわしくないとの整理がされているのではなかろうか。そ

うであるならば、一部の会員のために行う事業のための受け皿を用意することも考えておかなければならない。本県では、受け皿的な事業を協同組合または、一般社団法人を作って運営し、公益的事業は公益社団法人で行うこと等々を検討している」との質疑に対し、大森委員長から「開業会員に対する講習会等は、会員外の参加を入り口はオープンにし、学術の振興のための事業として位置づける必要があるのではないかと。また、福利厚生に関しては、公益法人が行ってはいけない事業ではなく、最終的に公益目的事業比率が50%を超えなくてはならないという話である」との回答がされた。

キ 「狂犬病予防注射事業だけでなく、牛・豚の予防注射事業もあるので同様に考える必要がある」との意見に対し、大森委員長から「具体的な例を上げていただいて一つ一つ整理していきたい」との回答がされた。

#### (6) その他

ア 「日本獣医師会雑誌の研究論文は、原稿の受付順に掲載されていると思うが、タイムリーな話題があった時にかなり遅れて掲載されるので考慮してほしい」との要望に対し、大森委員長から「産業動物部門においては、日本獣医師会雑誌が登竜門的な存在になっているためかなり多くの投稿論文が寄せられる。産業動物部門の掲載を特別に増やすことも可能だと考えられるので、今後考慮していきたい」との回答がされた。

イ 「今まで8月に開催されていた内科アカデミーの学会が日本獣医師会の学会年次大会の開催と同じ2月開催に変更される旨の記事が掲載されていた。再来年、東北地区内の岩手県で開催される学会年次大会と重なる可能性があるため何か対策があれば検討いただきたい」との要望に対し、大森委員長から「学会年次大会は、地区学会の開催をいわば集大成して毎年2月を中心に開催している。その時期に他団体がどのような集会を開催するかは、他団体の良識の範囲で考えるべき話ではないか。年次大会は、地元獣医師会をはじめ連合会、そして全国の獣医師会があるわけで皆さんで盛り上げるということをお願いしたい。また、内容等を充実することで開催するしかない」との回答がされた。

## VI まとめ

大森委員長から、今まで本会の経理上の事務処理を税理士にお願いしていたが、公益法人制度改革を控え、公認会計士に変えたところである。今後、我々に対応できない問題が数多く出てくると思われるので、考え方をよく整理した上で会計士とも相談しながら進めていきたい。

また、今日は活発な意見をいただいたが、次回の委員会を年明けに開催することとし、それまでに今日の議論、今後の問題点について整理の上、当面のたたき台のようなものを作成し、それをベースに本委員会を進めて行きたい。また、再度になるが、委員会における協議・検討内容は各地区に持ち帰り、地区内獣医師会にもしっかりと伝達していただきたい旨の挨拶があり、会議を終了した。